

移動等円滑化取組報告書（航空旅客ターミナル施設）

(2020年度実績)

住 所 青森県青森市大字大谷字小谷1番5号

事業者名 青森空港ビル株式会社

代表者名 代表取締役社長 貝守 弘
(役職名および氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 航空旅客ターミナル施設を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる航空旅客ターミナル施設	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
誘導ブロック、点字案内表示等	2019年度に実施したリニューアル増改修工事の延伸の影響により、一部着工が延期となっている視覚障害者誘導用ブロック、点字案内表示等の改修を速やかに実施する。	実施済み (2020年11月30日完成)
国内線共用エリアトイレ改修	国内線共用エリアの1ヵ所のトイレについて、オストメイト設備を有した多機能トイレに改修し、バリアフリー化を図る。	実施済み (2020年11月18日完成)
旅客搭乗橋 (PBB) 更新	今年度整備する国際線用PBBについて、バリアフリー対応PBBを導入する。また、その他のPBBについては、更新時に順次バリアフリー対応PBBを導入する。	実施済み (2020年11月2日完成)

② 航空旅客ターミナル施設を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
民間資格を有する職員の増員	インフォメーションカウンターに、高齢者、障害者等の接遇に関する民間資格「サービス介助士」の資格を有する職員を配置しているが、さらに資格取得を進め、より案内や誘導等の人的なサービス向上を図っていく。	5名新規に資格を取得。インフォメーションセンターについて常時配置可能な体制となった。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
点字案内表示等のリニューアル インフォメーションセンターでの情報提供	視覚障害者の方にも分かりやすい点字案内表示を館内案内板に設置する。 インフォメーションセンターにおいて、聴覚障害者の方にも対応できるよう筆談ボードを設置し対応を行う。	設置済み (2020年9月30日完成) 設置済み (2020年12月21日設置)

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
介助サービスに関する教育	「サービス介助士」の資格取得者による他のスタッフへの指導を行うとともに、接遇サービスの維持向上を図る。	月1回、資格取得者とスタッフ等による接遇サービスに関するミーティングを実施。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての航空旅客ターミナル施設の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

お客様、航空会社、空港内事業者などから寄せられた意見を集約、共有するとともに、現状の問題点等を検討。

(3) 報告書の公表方法

青森空港ホームページ「移動等円滑化取組計画等の公表について」
<https://www.aomori-airport.co.jp/profile>

(4) その他

特記事項なし。

II 航空旅客ターミナル施設の移動等円滑化の達成状況(航空旅客ターミナル施設ごとに記入)

(2021年3月31日現在)

航空旅客ターミナル施設の名称	所在都道府県 市町村	一日当たりの 利用者数	公共交通移動等 円滑化基準省令 適合の有無	段差への対応	搭乗ゲートの数	視覚障害者 誘導用ブロックの 設置の有無	案内設備の 設置の有無	障害者対応型 便所の設置の 有無
青森空港旅客ターミナルビル	青森県青森市	人 913	×	○	総数 6 旅客搭乗橋 設置数 (5)	○	○	○
					総数 旅客搭乗橋 設置数			
					総数 旅客搭乗橋 設置数			
(合計) 計1ターミナル				1	総数 旅客搭乗橋 設置数	1	1	1

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ① 中小企業者でない。 ② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第13号様式)

- 注 1. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該航空旅客ターミナル施設が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
2. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 搭乗ゲートの数の欄には、当該航空旅客ターミナル施設に設置されている搭乗ゲートの総数を記入し、同欄の括弧内には、旅客搭乗橋が設置された搭乗ゲートの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
4. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
6. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該航空旅客ターミナル施設に便所が設置されていない場合に—印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。